

協会けんぽ島根支部主催

健康保険
委員の方
限定

令和6年度 第1回 健康保険委員セミナー (無料)のご案内

日時

令和6年
8月28日(水曜日)
14:00-15:40

会場

島根県民会館大会議室
(オンライン受講もできます)



第1部 【事務手続き編】 約30分

テーマ: 出産手当金、出産育児一時金の申請ポイント
講師: 協会けんぽ島根支部 職員

第2部 【健康づくり編】 約60分

テーマ: 知ることから行動へ
～みんなで考える女性の健康～
講師: 株式会社SKSS(さんびるグループ)
飯塚 彩華 氏

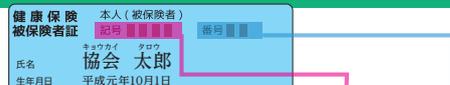
女性が職場で健康的に
活躍するためのヒントが盛りだくさん!

以下の申込書によりFAXまたは郵送でお申込みください
※以下のお申込書は、健康保険委員のご登録とセミナー申込み
を同時に行えます。

健康保険委員登録届 兼 健康保険委員セミナー申込書

申込締切
令和6年8月8日(木) 15時

※ 健康保険委員としてご登録いただけるのは健康保険適用事業所の被保険者の方のみです。
※ すでに健康保険委員としてご登録の方はセミナー申込書としてご利用いただけます。



健康保険委員 登録者氏名 (セミナー参加者氏名)	健康保険証の 記号・番号	記号	番号
事業所名	電話番号		
事業所 所在地	メールアドレス メールマガジンを 登録する場合	@	
	セミナー 参加方法	<input type="checkbox"/> 会場 <input type="checkbox"/> オンライン(ZOOM)	

※ オンライン参加を選択された場合は、開催日までに当日資料とZOOMのID・パスワード等を事業所所在地あてにお送りします。
※ 会場は70名、オンラインは100名を定員としますので、定員に達した場合はお申込みをお断りすることがあります。
※ 健康保険委員についての詳細およびメールマガジンの利用規約は、右の二次元コードからご確認ください。

健康保険委員について



メールマガジン利用規約



このページに関するお問い合わせ先 企画総務グループ TEL 0852-59-5140

全国健康保険協会 島根支部
協会けんぽ

〒690-8531 松江市殿町383 山陰中央ビル2階

0852-59-5139 受付時間 8:30~17:15
(土・日・祝日・年末年始を除く)

毎月1回発行・無料

メールマガジン
「くにびき☆通信」

健康保険や健康づくりに関する
タイムリーな情報をお届け

ご登録はカンタン!



医療費が高額になりそうなときは？



入院や外来で医療費の窓口負担額が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の交付申請をお願いします。

健康保険証と併せて医療機関の窓口で提示することで、窓口負担額を一定の額（自己負担限度額）までに抑えることができます。

制度についてはこちら！



申請書はこちら！



※ 食事負担額や差額ベッド代などの保険適用外負担分を除きます

交付申請の流れ

- 1 申請書を協会けんぽへ提出**
(受診者1名ごとに1枚必要です)
※申請された月から有効となります。遡って有効な認定証を作ることはできませんので、早めの申請をお願いします。
- 2 1週間～10日ほどで認定証をお届け**

“マイナ保険証”があれば「限度額適用認定証」の申請は必要ありません！

マイナ保険証（健康保険証利用登録を行ったマイナンバーカード）でオンライン資格確認を行うため、紙の認定証を持参することなく窓口負担額を一定額以下に抑えることができます。 ※受診者が同意した場合に限ります



いずれも
医師の同意が
必要です！

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方 健康保険の対象となるのはどんなとき？

「はり・きゅう」の場合

慢性病であり、医師による治療手段がなく、以下の①、②の両方の要件を満たす場合のみ健康保険の対象となります。

- ① 対象となる傷病が以下の傷病であること
**神経痛、リウマチ、五十肩、
頸腕症候群、腰痛症、
頸椎捻挫後遺症**
- ② はり・きゅうの施術について
医師が同意していること

※ 上記傷病などと同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

※ 医療機関での治療とはり・きゅうは併用できません。

「あん摩・マッサージ」の場合

医師があん摩・マッサージの施術について同意している場合限り、健康保険の対象となります。



※ 筋麻痺・関節拘縮等の症状が認められ、その制限されている関節の可動域の拡大と筋力増強を促し、症状の改善を目的としています。

※ 疲労回復や慰安目的などのマッサージは健康保険の対象とはなりません。

制度についてはこちら→

